

議案第42号

勝山温泉センター「水芭蕉」の設置及び管理に関する条例の一部改正について

勝山温泉センター「水芭蕉」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成29年11月30日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

勝山温泉センター「水芭蕉」の料金の改定を行いたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山温泉センター「水芭蕉」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山温泉センター「水芭蕉」の設置及び管理に関する条例(平成 23 年勝山市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前						改正後	
別表第 2(第 9 条関係) 基本使用料						別表第 2(第 9 条関係) 基本使用料	
区分		使用料				区分	使用料
		昼間 (午前 10 時から午後 7 時まで)		夜間 (午後 7 時から午後 10 時まで)			1 回
		1 回	回数券	1 回	回数券		
勝山市 民	大人	550 円	1 組(11 回分)につき 5,500 円	450 円	1 組(11 回分)につき 4,750 円	大人	650 円 (入湯税含む)
	子供	300 円	1 組(11 回分)につき 3,000 円	200 円	1 組(11 回分)につき 2,000 円	65 歳以上の勝山市民	550 円 (入湯税含む)
勝山市 民以外	大人	650 円	＝	650 円	＝	子供	300 円
	子供	400 円	＝	400 円	＝	身体障害者手帳等所持者	400 円 (入湯税含む)
身体障害者手 帳等所持者		400 円	＝	400 円	＝		

附 則

この条例は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。